

令和4年度 第3回倉吉市農業委員会会議事録

1 開催日時 令和4年6月10日(金) 午後1時30分から午後2時30分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎 3階 会議室302

3 出席委員 (25人)
会長 15番 山脇 優 委員

農業委員

1番	早田博之	委員	2番	高見美幸	委員	3番	船越省吾	委員
5番	吉村年明	委員	6番	藤井由美子	委員	7番	河野正人	委員
8番	福井章人	委員	9番	鐵本達夫	委員	11番	室山恵美	委員
12番	山下賢一	委員	13番	筏津純一	委員	14番	松本幸男	委員
17番	原田明宏	委員	18番	數馬 豊	委員	19番	美田俊一	委員

農地利用最適化推進委員

西谷美智雄	委員	涌嶋博文	委員	塚根正幸	委員	田倉恭一	委員
山本淑恵	委員	藤原 治	委員	林 修二	委員	小谷義則	委員
鳥飼 巧	委員						

4 欠席委員 (2人)
10番 衣笠健一郎 委員 16番 山田有宏 委員

5 議事日程

- 第1 開会
- 第2 会長あいさつ
- 第3 議事録署名人の決定
- 第4 連絡・報告事項
- 第5 議事
 - 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第18号 農地転用事業計画変更申請について(農地法第5条)
 - 議案第19号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について
 - 議案第20号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第21号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について
 - 議案第22号 農用地利用配分計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長	内川 啓二
主幹	梶本 幸敬
主任	岩田 寿朗

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局 只今より、令和4年度第3回農業委員会会議を開会いたします。本日は広田市長にお越し頂いております。会議に先立ちまして、ごあいさつを頂戴致したいと思っております。

市 長 (市長あいさつ)

(広田市長 退席)

事務局 改めまして只今より会議の方を開催致します。山脇会長よりごあいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしく願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは本日の議事録署名人ですが、私の方から指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 それでは指名をさせていただきます。13番 筏津委員、14番 松本委員に議事録署名人をお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 欠席届の連絡が入っております。10番 衣笠委員、16番 山田委員が急遽仕事の関係で欠席させていただきたいということでございますのでご了承ください。

(4) 連絡・報告事項

議 長 続きまして(4)連絡報告事項、よろしく申し上げます。

事務局 令和4年度第3回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

(5) 議 事

議 長 それでは続きまして(5)本日の議事について、事務局より説明をお願いします。

事務局 本日の議事についてご説明をさせていただきます。議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案2ページのとおり3件の申

請がございます。全て売買による所有権移転でございます。下限面積は備考欄に記載のとおりで許可要件を満たしていると考えております。

続いて議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。議案4ページのとおり2件の申請がございましたが、番号2については6月7日付けで取下げ願いが提出されております。番号1は〇〇地内における農業用駐車場及び進入路の整備でございます。申請地は農振農用地区域内の農地でありまして、現在軽微変更の手続き中でありまして、許可根拠は農業用施設への転用でございます。

続いて議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。議案6ページのとおり2件の申請がございます。番号1は〇〇〇〇〇〇地内における駐車場の整備でございます。農地区分は第3種農地で原則許可でございます。番号2は〇〇〇〇〇〇地内における一般住宅の建築でございます。農地区分は第3種農地で原則許可でございます。

議案第18号 農地転用事業計画変更申請について（農地法第5条）でございます。議案8ページのとおり1件の申請が出ております。

続いて議案第19号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてですが、議案10ページのとおり1件でございます。これは4月の会議で保留した案件でございます。改めてご審議いただくものでございます。

議案第20号 農用地利用集積計画の決定についてですが、議案の13ページから24ページのとおり33件の利用権設定の申し出と、25ページから27ページのとおり3件の所有権移転がございます。

議案第21号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定については議案33ページのとおり1件の申請がございます。

議案第22号 農用地利用配分計画については議案36ページから37ページのとおり3件の協議がございます。本日の議案は以上でございます。

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは説明が終わりましたので早速議事に入らせていただきます。議案第15号 農地法第3条の規定による許可の申請について委員の皆さまにお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます、ありませんか。

(質疑なし)

議長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長 続きまして議案第16号 農地法第4条の規定による許可の申請につきまして、先程2番目の件につきまして申請が取下げられました。実はこの場所について調べたところ、危険区域に入るというわけですのでここには建物が建てられないということになっております。そして同じところで西側の方はいいということがございますので、改めてまた来月、おそらく申請されてくるのではなかろうかと。急傾斜地ですとね、家の裏の方の山が区域に囲ってありまして

前の方まで危険区域になっておるものですから、ここでは建築は認められないということになりますので変更しておそらく来月の議案に出てくるんじゃないかと思います。

本議案につきましては本日午前10時30分より、当番委員であります鐵本委員、小谷委員、藤井代理、内川局長、岩田主任と私の6名で現地の調査に行っておりますので、代表して鐵本委員より報告をお願いします。

9番 9番 鐵本です。代表して報告を申し上げます。農地法第4条の許可申請ですけど、申請番号1については問題なしという報告をさせていただきます。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。それでは皆さんにお諮りいたします。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 続きまして議案第17号 農地法第5条の規定による許可の申請についてでございます。この件につきましても先程と同様現地の調査に行っておりますので、鐵本委員より報告をお願いします。

9番 9番 鐵本です。現地調査の報告を申し上げます。5条の申請について1番は駐車場にするという転用、2番は宅地にするという転用です。問題なしという結論に達しましたのでご報告申し上げます。

議長 はい、ありがとうございました。それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、議案第17号につきましては承認いたします。

議案第18号 農地転用事業計画変更申請について（農地法第5条）

議長 続きまして議案第18号 農地転用事業計画変更申請について皆さんにお諮りいたします。事務局より説明してください。

事務局 はい、それでは説明をさせていただきます。議案第18号 農地転用事業計画変更申請についてでございます。議案8ページになります。変更の内容ですが、当初計画者が予定していた住宅建築に代わって、承継者が住宅を建築するものでございます。まず当初計画者と承継者ですが、こちらは兄弟関係でございます。土地所有者とは親子関係です。変更の理由ですが、承継者が現在住んでおります〇〇〇〇の家賃が引き上げになっておりまして当初計画者と同時期に住宅の建築を計画されておられたんですけども、建築を見込んでいた宅地の開発が遅れて目処がたたなくなることがございまして、当初計画者の兄と土地所有者の父と相談をされた結果、より住宅建築を急ぐ必要のある承継者に計画を譲られるというものでございます。以上です。

議長 只今説明がございました。皆さんの方で何か質問等がございましたら。よろしいですか。

(なしの声)

議長 それでは議案第18号につきまして賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。承認いたします。

議案第19号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議長 続きまして議案第19号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮り致しますが、本件につきましても本日午前10時30分より、当番委員が調査に行っておりますので、引き続き鐵本委員より報告をお願いします。

9番 9番 鐵本よりご報告申し上げます。非農地の現地確認に行きまして問題なしということで結論を出しました。ご報告申し上げます、以上です。

議長 只今報告がございましたとおりでございます。それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。それでは承認いたします。

議案第20号 農用地利用集積計画の決定について

議長 続きまして議案第20号 農用地利用集積計画の決定についてお諮り致します。本日の農用地利用集積計画の各筆明細に該当委員に係る案件がございしますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させ

ていただくことに御異議ございませんか。

(なしの声)

議長 異議なしということでございますので、そのように進行させていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。18ページ番号15番と16番は7番 河野委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(河野委員 退席)

議長 それでは河野委員が退席しましたので、事務局説明をお願いします。

事務局 18ページ番号15番でございます。〇〇の1筆2, 892㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでそのほか番号16番で、合計致しまして2筆、5, 467㎡の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 はい、只今説明がございました。皆さんの方で何かございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致しまして、河野委員の入場を求めます。

(河野委員 入場・着席)

議長 河野委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたことを報告いたします。現地に行きましたら大変な作業が、おそらくユンボ入れてでもしないけんような状況でございますので、ぜひとも頑張ってください。再生してください。

続きまして25ページは5番 吉村委員に係る案件でございますので吉村委員の退席を求めます。

(吉村委員 退席)

議長 それでは事務局説明してください。

事務局 25ページの所有権移転関係でございます。所有権の移転を受ける者、〇〇の〇〇〇〇。所有権を移転する者〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんでございます。移転する土地は〇〇〇の2筆合計1, 279㎡の水田でございます。対価は511, 600円、10アールあたりですと

べく早く取ってください、ということで。大きいのは芯が立っちゃうし、小さいのも残っとるし。子どもですからなんでもかんでも手当たり次第に取って、持って帰ったようですけども。非常にいい体験ができたかなと、協力して頂きましたので報告しておきます。今のところ前みたいなことはないようです。

9 番 それともう1つですね26、27ページの所有権移転関係ですけども、当事者の西谷委員にお話をうかがいたいんですけども。湿田でなかなか引き取り手がないような状況なのかどうかと。なんぼでもいいからとにかく処理したいというようなことだったんでしょうか、参考までに教えてください。

議 長 それでは西谷委員、参考までにちょっとお願いします。

西谷推進委員 推進委員の西谷です。この件につきましては〇〇さんと私とが該当するというので、亡くなられた〇〇さんの件でございますが。ずっと亡くなられても作付けはしとって、弁護士さんのほうからなんとか手放したいということで1筆5万円をお願いします、ということで初めから弁護士さんのほうから金額を決められて、ということで。それで裁判所のほうからも決裁が下りたというようなことございました。実は砂地かかったがいらない田んぼじゃないんですけれども、弁護士さんから1筆5万円ですうだという提案がございましたので、すぐ私はい買いますとなりましたので。これが事実でございます。

9 番 分かりました。

議 長 今、こういう例が次々出てきよります。それでまあこれからですけれども、この間も改良区のほうにある方が来られて相続放棄しましたんでということで。〇〇〇〇土地改良区の畑と水田と、賦課金の徴収ができんようになっちゃったなという話で。それで今度は自治会で対処せないけんなど考えております。そういうのが次々出てきています。

それでは議案第20号につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認とさせていただきます。

議案第21号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議 長 続きまして議案第21号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定についてお諮り致します。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員であります7番 河野委員に退席を求めます。

(河野委員 退席)

議 長 本件につきましても本日午前10時30分より現地の調査に行っておりますので、鐵本委員より報告をお願いします。

9 番

9 番 鐵本です。ご報告申し上げます。現地はこの図のように河川に隣接したところとまた1つ離れたところということで、非常に草が繁茂してまして、もうしばらくしたらきれいにするのが難しいというようなところで草を刈って耕耘もしなきゃいけないというようなことで。木まではですけど、カヤ株が立っているヨシが生えたりというようなことで、協議の結果10アールあたり3万円の助成金が妥当ではないかというような結論に達しましたのでご報告申し上げます。

議 長

只今報告がございました。3万円が妥当ではないかということでございました。実はこれ見ますとですね2, 575㎡、〇〇〇の方ですがカヤとヨシがたくさん生えてまして3万円じゃ解消できないかなど。ユンボ入れて根まで掘らんと多分難しいなと本人も言っておられましたので、まあ規定としては3万円までしかありませんので3万円で頑張ってもらえないといけないと思っております。

それでは只今の件につきまして何かございませんか。

(なしの声)

議 長

ないようでしたら、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。それでは助成金につきましては承認と致します。河野委員の入場を求めます。

(河野委員 入場・着席)

議 長

河野委員へ、只今の案件につきましては賛成多数で承認となりました。大変申し訳ないんですけど3万円で我慢して頑張っていたきたいと思います。できれば下流のほうにもたくさん遊休農地がありましたので、年次計画をお願いできたらよろしくをお願いします。

議案第22号 農用地利用配分計画について

議 長

それでは続きまして議案第22号 農用地利用配分計画について。

事務局

36ページでございます。利用配分計画各筆明細につきましては、36ページの番号1番から37ページの番号3番までのとおりでございます。権利設定をする農用地につきましては合計で25筆、4,960.37㎡の水田でございます。配分計画を受ける者の農業経営の状況等は、38ページから39ページに記載しております。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。以上でございます。

議 長

はい、只今議案第22号について説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、挙手による採決を求めます。賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認とさせていただきます。以上で議事は終了といたします。

(6) その他

議 長 続きまして別冊、その他報告・連絡事項をご覧いただきたいと思います。(1) 農地法第4条の規定による許可を必要としない届出書について、岩田主任より。(2) までお願いします。

事務局 それでは別冊のほうをご覧頂きたいと思います。まず2ページ目、農地法第4条の規定による許可を必要としない届出書についてでございますが2アール未満の農業用施設に供する場合でございます。届出地のそれぞれに炭小屋を設置されるものでございます。届出地及び地図については、記載のとおりでございます。

続いて3ページ農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書についてでございます。(1)については倉吉市建設課が発注する〇〇〇〇〇〇道路災害復旧工事に伴う一時転用で、資材等の仮置き場として使用するものでございます。請負業者は〇〇〇〇〇、転用期間、届出地については以下記載のとおりです。続いて4ページ(2)でございます。倉吉市建設課が発注する普通河川〇〇〇〇災害復旧工事に伴う一時転用で、真砂土、砕石、二次製品の仮置き場として使用するものでございます。請負業者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、転用期間、届出地については以下記載のとおりです。5ページ(3)でございます。鳥取県中部総合事務所県土整備局道路都市課が発注する〇〇〇〇〇〇改良工事に伴う一時転用で、土砂の仮置き場及び資機材置き場として使用するものでございます。請負業者は〇〇〇〇〇〇〇、転用期間、届出地については以下記載のとおりです。続いて6ページ(4)倉吉市地域整備課が発注する令和3年災農地・農業用施設災害復旧工事に伴う一時転用で、土砂仮置き場として使用するものでございます。請負業者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、転用期間、届出地については以下記載のとおりです。以上でございます。

議 長 はい、続きまして(3) あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてでございます。

事務局 あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてということで、7ページでございます。今回は1件であります。相談者が〇〇の〇〇〇〇〇〇さんでございます。相談内容は〇〇周辺の農地を借りたい。1反程度を借りて玉葱、じゃがいも、さつまいも等を作付けし直売所への販売を希望しているとのことです。以上、あっせん委員の選任についてよろしくお願いいいたします。

議 長 〇〇ですね、〇〇の委員さん、山下委員よろしいですか。

12番 はい。

議長 それでは山下委員にお願いします。

次あっせん活動の状況について、私から。実はなかなかこの水田につきましては変形なもので、売買は不可能ということで伝えております。そしてとにかく水田が、現地が荒れないようにきちんと管理をしてくださいということで申し上げましたら、早速〇〇〇〇〇〇〇〇〇に頼んで耕耘してありました。この間見に行ったら。で、草刈りも全部、耕作せずに耕耘して草を生えないようにするというのと畦の草は刈るということで本人が言うておりましたので、お願いしますよと。また良い時期に売れたら売れたでまたあっせんをしますのととりあえず当分はなかなか売買できませんので管理だけはしてください、ということで承諾を得ておりますので報告いたします。長方形の田んぼならいいんですけど、変則の田んぼですのでちょっと難しいと思います。後は(5)。

事務局 (5)の農地利用最適化業務活動日誌についてということで、先月難しいような説明をしてしまいまして大変申し訳ございません。ただ引き続きお願いしたいと思います。今日は机の上のほうに6月分の活動日誌を置かせていただきました。先月の会議からそれなりに農業委員の方からの反応があって、10人程度相談ありまして具体的にどがに書けばいいのかということでですね、電話等もいただきまして電話では伝わりにくいことがありましたので、大変お手数だったんですが第2庁舎まで来ていただきましてそれぞれ農業委員さんと話をさせてもらって、お互いが納得しながら今後も進めていきたいかなという感想です。あと、また10人と今後面接したいと思っておりますのでもし日誌の書き方で困っていらっしゃる方があれば都合の良い時に電話していただきたいと思っております。また月日が経ちながら提出がないなと思われましたら、こちらでも電話させていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。以上でございます。

議長 あんまり難しいようなことを言うから皆さんがびびっちゃって。大変だ大変だということでですね、今日の農業委員会の出席なんかも活動の内に入りますのでね入れておいてくださいよ。

9番 週2回で曜日まで限定されているとかそういうのじゃなしに。

事務局 月に4週ありまして、先月お話しさせてもらったのは例えば週2回の月曜日と木曜日というふうに説明をさせていただきました。例えば皆さんの1週間のサイクルの中で月曜日は仕事をしているから見回りはできないということであるならば、火曜日に変更することは可能でございます。ある程度月、木と決めてカレンダーでどんどん書いていくようにすれば書きやすくなるという目安で説明させてもらっているということでご理解ください。よろしくお願い致します。

議長 この件について何か皆さんのほうでええ機会ですので聞いてみたいことがあれば、書き方が分からないとか何を書いたらいいかということがありましたら。深く考えないで単純に書いていただければ。1時間でも30分でもいいですから別に遠くまで見に行っておパトロールするとかそういうことは必要ないです、

近くでもいいです。家の近くの近所でとか、とにかく活動したということがあればいいのです。最初小難しいことを梶本君が言うから、大変だ大変だっとなっちゃったもんですから。分からなくなったら電話して聞いてください。以上です。

事務局 (6) その他です。来月はまず場所が倉吉交流プラザの2階の第1研修室に変更になっておりますし、定期総会、懇親会を予定しておりますので議案のボリュームを見ながら会議の時間を設定したいと思います。事前の通知で時間の方も変更になる可能性があるので、通知を確認していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。通知文と議案の日時のところに時間が出ておりますので見ていただければと思いますので、よろしくお願いします。

議長 現地調査は朝から回りますので、来月は原田委員と藤原委員ですね。10時からになると思います。

西谷推進委員 懇親会の出欠はどうなりますかな。

事務局 今日、総務委員会で改めて話をして通知を出そうかと思えます。集金は当日になります。定期総会の通知をタイミングを見ながら発送せないけんと考えております。

議長 その他ありませんか、皆さんの方で。はい、鐵本委員。

9番 すいません、毎日毎日テレビでロシアとウクライナの戦争のことをやっています、今食料問題が発生してまして。これからどうなっちゃうかなと1人やきもき思ったってどうもなるものではないんですけど。食料でなくて、今度はまた戦が起きるんじゃないかということ。大切な物を作っているのが私らがきちんとしとかないけんなど、注目しとかないけんなどということです。1人であれこれしてみたって、政治家じゃないし何もできませんけど、そういうふうにしたものですから。

議長 はい。その他、ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、本日の農業委員会会議はこれを持ちまして閉会といたします。

— 午後2時30分 閉 会 —